令和6年度

要望書

前橋市

要望書

平素より、本市行政の推進に関しまして格別なるご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、群馬県におかれましては、現在、令和7年度予算の編成手続き を進められているものと拝察いたしますが、本書記載の事項につきまし ては、本市において重点施策として取り組んでいるものであり、また、 市民からの要望も強いものであります。

つきましては、これらの施策が円滑かつ早期に実施できますよう、群 馬県ご当局のご支援及び財政措置等について、特段のご配慮を賜ります ようお願い申し上げます。

令和6年8月30日

群馬県知事 山本一太 様

前橋市長小川晶

前橋市議会議長 笠 原 久

目 次

| | | 重 | 点 | 要 | 望 | 項 | <u> </u> | <u>目</u> | | | | | | | |
|----|--------|--------------|-------------|------|--------------|-------------|----------|----------|-------------|----|---|---|---|-----|----|
| 1. | 学校給食への | の財政支 | 援等に | ついて | • • | • • | • • | • • | • | • | • | • | • | •] | 1 |
| 2. | 通学路等には | おける多 | 全対策 | で実施 | i につい | ハて | 【新】 | ۱ • | • | • | • | • | • | • { | 3 |
| 3. | 国道50号2 | 炸町 二丁 | 1目五差 | 路交差 | 点の | 整備に | こつし | ハて | • | • | • | • | • | • [| 5 |
| 4. | #7119 | (救急安 | で心セン | ⁄ター事 | 業)(| の導え | へに、 | つい | て | • | • | • | • | • 7 | 7 |
| | | | 要 | 望 | 項 | 目 | | | | | | | | | |
| | | | > | ※以下建 | 制順 | | | | | | | | | | |
| 1. | 企業誘致に依 | 系る連携 | 多及び土 | 地利用 | 転換~ | 〜 のラ | 支援に | こつ | ۱ ۷۷ | て | • | • | • | • (|) |
| 2. | 農業経営力同 | 句上事業 | 色につい | て【新 | î] · | • • • | • • | • • | • | • | • | • | • | • 1 | .1 |
| 3. | 幹線道路等の | の整備に | こついて | ••• | • • | • • • | | | • | • | • | • | • | • 1 | .3 |
| 4. | 1級河川にま | おける河 | 川堆積 | 物撤去 | 等に~ | ついて | | • • | • | • | • | • | • | • 2 | 21 |
| 5. | 国庫補助事業 | 巻に係る | 予算確 | 保につ | いて | • • | • • | • • | • | • | • | • | • | • 2 | 25 |
| 6. | 国・県指定重 | 要文化原 | 材等の係 | 保存・継 | 承に依 | 系る財 | 政支 | 援に | <u>こつ</u> | いい | て | | 新 |] 2 | 27 |
| 7. | 正規教員の地 | 曽員及び | *教員の | 定数の | 改善 | こつし | いて | • • | • | • | • | • | • | • 2 | 9 |
| 8. | 群馬県公共 | 下水道事 | 工業費補 | 助金に | つい | て【新 | 新】 | | • | • | • | • | • | • 3 | 1 |

重1 学校給食への財政支援等について

要望事項

- (1) 学校給食費の無償化のための財源について、県での財政措置
- (2) 異次元の少子化対策として、学校給食費無償化の国への 財政支援の要望

要望の背景

学校給食は児童生徒の健全な食生活を維持し、成長を支える 重要な役割を担っているが、国では、少子化は我が国が直面す る最大の危機であるとして、次元の異なる少子化対策の実現に 向けた「こども未来戦略」の中で、学校給食費の無償化の実現 に向けて具体的方針を検討するとしています。

このような状況下にあって、全国でも学校給食費を完全無償化にする自治体が増えており、県内でも21の自治体が完全無償化に移行し、一部無償化及び助成を含めると令和7年度には、県内35市町村全ての自治体が、給食費の支援を予定しています。

本市でも、子育て支援策として、本年度の6月から市立の中 学生の給食費を完全無償化に移行しましたが、継続実施のため の財源の確保が大きな課題となっています。

東京都では、今年度から公立小中学校の給食費について、保護者の負担軽減に取り組む市区町村に対して、最大で半額を都が補助しています。

ついては、県全体での子育て支援として上記事項について特 段の配慮をお願いします。

要望額

給食費に係る経費

1,354,000千円

(R6.5.1 現在)

| 市立 | 人数 (人) | 給食費 単価(円) | 総額 (円) |
|-----|-----------|--------------|---------------|
| 小学校 | 14,942 | 290 | 848,607,860 |
| 中学校 | 7,622 | 340 | 505,362,060 |
| 合計 | 22,564 | _ | 1,353,969,920 |

効果等

子育て世帯の経済的負担の軽減及び新たな教育機会の創出

重2 通学路等における安全対策の実施について



要望事項

- (1) 通学路となっている県道の危険箇所に対する早急な安 全対策の実施
- (2) 通学路及び中心市街地等防犯カメラ更新費用の一部財政支援

要望の背景

(1) 通学路となっている県道の整備

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が 相次ぎ、それ以降、毎年各学校で通学路点検を基に、対策が必要 な箇所について合同点検を実施し、課題箇所に応じた対策の検討 及び実施をしています。

本市では、平成29年及び本年に通学途中の高校生が自動車に はねられ死亡する事故が発生し、保護者や地域住民の方からも通 学路における早急な安全対策の実施が一層求められています。

平成29年に事故が起きた主要地方道前橋赤城線では、いち早く対策を講じていただき、拡幅工事が進み児童生徒の通学路として、より安全に登下校できる状況となりつつあります。

(2) 防犯カメラ

通学路及び中心市街地等に設置した防犯カメラが順次リース期間を終え、更新時期を迎え、令和7年9月末には全てのリース契約も終了となります。

児童・生徒・市民の安全確保はもちろんのこと、警察への 捜査協力のためにも、約460台の防犯カメラを更新する必 要があります。

要望額

要望項目(2)防犯カメラ更新費用の一部財政支援(県補助)25,000千円

(防犯カメラ更新見込み額 100,00千円の4分の1補助)

効果等

- (1) 通学路となっている県道の安全対策、道路整備が進み、子供たちの安全確保に向けた取り組みの推進が図れます。
- (2) 防犯カメラの新規設置の財政的余裕が生まれ、子供たちの安全確保が一層図れます。

R5年度・通学路合同点検後の安全対策実施状況【県道】 (件数)

| 対策内容 | 対策済み | 対策 予定 | 対策未定 | 計 |
|------------------------|------|----------|------|----|
| 歩道の設置・拡幅(水路蓋掛け含む) | 9 | 3 | 3 | 15 |
| 防護柵の設置(車両用及び歩行者自転車用) | 1 | 2 | 0 | 3 |
| 警戒標識、路面表示等の設置(法定外標識含む) | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 道路施設(歩道橋、防護柵、舗装等)の修繕 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 路面表示、外側線の引き直し | 1 | 2 | 0 | 3 |
| 自転車通路空間の整備 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 車道分離票(ラバーポール)の設置 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| 歩道のカラー化 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 13 | 12 | 4 | 29 |

重3 国道50号本町二丁目五差路交差点の整備について

要望事項

- (1) 交差点改良に係る国による計画段階評価の推進へ向けた 連携強化
- (2)本市中心市街地における交通、まちづくり施策の実施に向けた連携強化

要望の背景

一般国道 5 0 号本町二丁目五差路交差点は、JR前橋駅と 上毛電鉄中央前橋駅の中間に位置し、主要幹線道路が交差す る広域ネットワークにおける交通の要所です。

当該交差点は国道、県道、市道が変則的に交差する五差路であることから、交通渋滞の発生や複雑な交通規制、歩行者や自転車の円滑な移動の妨げ等、まちづくりにおける長年の 懸案事項となっています。

現在、周辺において群馬県及び本市による自動運転バスの取り組みやGunMaaSの展開、まちなかウォーカブルの推進など、関連する新たな交通、まちづくり施策も進められております。

以上のことから、国による計画段階評価が進められている 本交差点の早期改良に向けた、国、県、市のより一層の連携 が必要と考えます。

効果等

- (1)交通渋滞の解消や交通事故の減少
- (2)中心市街地活性化及び良好な景観形成
- (3)まちなかウォーカブルの推進
- (4)自動運転バス、GunMaaS等の交通施策の推進

要望図(本町二丁目五差路交差点周辺状況)



重4 #7119 (救急安心センター事業) の導入について

要望事項

#7119 (救急安心センター事業) の早期導入

要望の背景

高齢化率の伸展に伴い、救急出動件数は増加の一途をたどっています。令和5年における本市の救急出動件数は過去最多の出動件数となり、軽症者の割合も前年と比較し増加しています。核家族化が進み、一人暮らしや高齢者夫婦のみの家庭が増加している現在、本人や家族が体調不良となった際に救急車を呼ぶべきか、今すぐ医療機関を受診した方が良いのか、すぐに相談できる相手が居ないため救急車を要請するケースの増加が今後も懸念されます。

令和2年開催の第203回国会(臨時会)衆議院総務委員会において、総務大臣より「#7119」の全国展開の推進について表明され、総務省重点施策2021にも組み込まれ、その後も、消防庁次長通知等により各都道府県宛て、積極的な取組の依頼が発出されています。

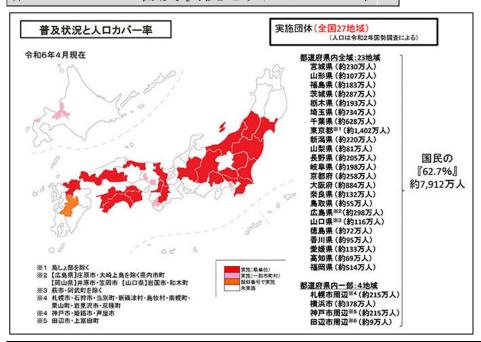
国が全国展開を目指している本事業の全国における普及状況は、令和2年では12の県と5つの地域で実施され、46.0%(5,841万人)の人口カバーでしたが、令和6年4月には23の都道府県と4つの地域へと拡大し、62.7%(7,912万人)の人口カバー率まで普及が進んでいます。

真に救急車を必要とする市民のため、そして、救急車の適正利用をさらに推進するために、救急要請の判断に迷った際の電話相談窓口となる事業の導入が必要です。

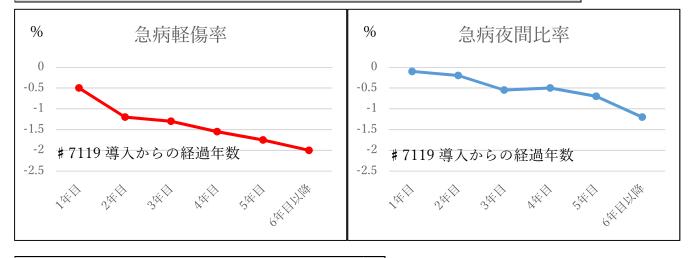
効果等

- (1) 救急車が適正に利用され、不急の救急出動の抑制が期待でき、真に救急車を必要とする傷病者への迅速な救急対応につながります。
- (2) 潜在的な重症者を発見し、早期医療へつなぐことにより、救命や良好な予後が期待できます。
- (3) 医療費の適正化に効果が期待できます。
- (4) 救急医療機関においては、不急の時間外受診者の減少につなが り、限りある医療資源の確保が期待できます。

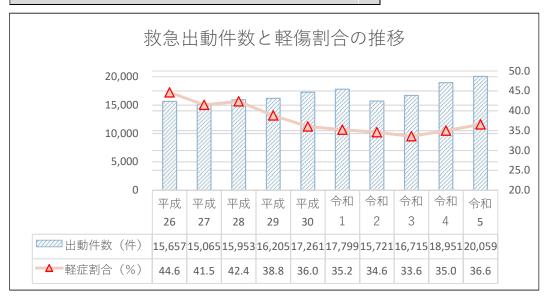
#7119の普及状況と人口カバー率



導入地域の導入効果に関する調査(未導入地域との比較)



本市における救急出動件数等の推移



1 企業誘致に係る連携及び土地利用転換への支援について

要望事項

- (1)雇用力及び経済効果に優れた企業の立地を促進するための立地動向に関する情報提供及び本市が行う情報発信との連携促進
- (2)新規産業用地を確保するために土地利用転換を行う際の 協力及び円滑かつ迅速な手続きの実施

要望の背景

サプライチェーン対策として企業の国内回帰・生産体制強化は進んでおり、企業誘致を通じて地方活性化を実現するチャンスです。企業誘致を実現するには、立地ニーズに応える良質な産業用地を迅速に確保していく必要があります。

効率的かつ効果的に企業誘致施策を展開し、企業誘致を実現していくためには、土地利用転換の迅速化を含めた県との一体的な取り組みが重要です。

さらに、新たな産業用地開発において多数のメリットを有する地域未来投資促進法を活用するには、群馬県基本計画において重点促進区域として位置付けるなど県の特段の支援と協力をお願いするものです。

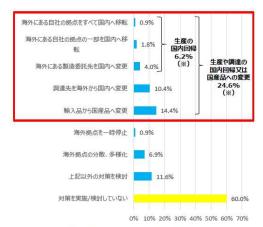
効果等

企業立地により雇用誘発や税収増などの経済効果が見込まれます。地域の人口を維持し、地域経済を発展させるためには子育て世代である稼働年齢層の働く場所の確保が欠かせません。

産業用地の需要の高まり

- サプライチェーン対策として、国内回帰・国内生産体制の強化を図る動きがみられる。
- 特に、製造業、物流業においては、国内事業拠点に関する立地計画を持つ事業者の割合が直近の3年間で大きく増加。

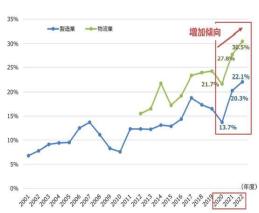
■ 製造業の国内回帰の動向



出典:帝国データバンケ「国内回帰・国産回帰に関する企業の動向調査」 (2023) (注1) 母数は、「海外調達または輸入品の利用あり」企業3,507社。複数回答。

(注2)「生産の国内回帰」は、「海外にある自社の海外拠点をすべて国内へ移転」、「海外にある 自社の海外拠点の一部を国内に移転」、「海外にある製造委託先を国内へ変更」の いずれかを選択した企業を指す。

■ 国内事業拠点に関する立地計画を持つ事業者の割合



出典:経済産業省 第23回産業構造審議会 地域経済産業分科会(令和5年5月29日)資料

(注1) 回答事業者 (製造業の全業種及び道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業) のうち、国内事業 拠点に関する立地計画 (新設・増設・移転) について「計画がある」と回答した事業者の割合

(注2) 物流業は2012年度から調査対象としている

1

産業用地の不足

- 全国に分譲可能な工業用地は減少しており、製造業、物流業等の立地需要に十分に応えられていない。
- 例えば、群馬県では、産業団地の在庫が平成30年から令和元年にかけて大きく減少し、以降は横ばいの状況。工場立 地面積についても令和3年度から令和4年度の減少幅が大きく、全国順位も大きく低下。

[全国]

■ 全国の分譲可能な産業用地面積の推移

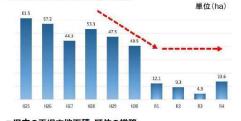


出典:経済産業省資料

(注) 都遊府県・市町村・開発公社・民間ディバロッパーが事業主体となっている全国の造成済・造成中の工業団地、海通団地、研究団地、業務団地等及び集合工場について、日本立地センターが全部適府県に聞き取り調査を行い、都適府県から報告のあった全ての用地を集計(各年10月時点の内容)。

[参考:群馬県]

■県内の産業団地在庫面積の推移



■県内の工場立地面積・順位の推移



2

2 農業経営力向上事業について



要望事項

県補助事業である農業経営力向上事業について実施基準の 緩和及び補助対象の拡大

- (1)経営維持・継続のための既存の施設の更新や機械の代替 え導入等を対象にすることなどの補助要件の緩和
- (2)事業の達成状況の報告について、目標未達成による継続 調査の緩和

要望の背景

本事業の実施に際し、本市内の農業者が営農を進めるうえで、とても重要な事業で利用させていただいており、感謝いたします。

しかしながら、農業者全体が高齢化しており、所得の向上や経営規模の拡大等が難しい現状があり、更に肥料や資材の高騰による負担も増え、機械等の購入もままならない現状があります。

補助事業の要件の成果目標の一つに所得向上があり、市内 農業者が本事業の活用を検討する中で、要件が厳しいため申 請を諦めてしまう事例もございます。環境負荷軽減支援事業 のように、成果目標を掲げず実施できる事業もあることか ら、基準について全体的に見直しを図ることで、農業者が利 用しやすい制度となるよう求めるものです。 また、補助を受けたものの、目標をクリアできない場合 に、目標達成まで何年も継続して報告を求められ、農業者の 負担になっています。

効果等

当該補助事業の要件が緩和されることにより、本市の補助事業と連携させ、より多くの農業者が活用できるため、農業者の負担軽減だけでなく地域農業の担い手確保につなげられます。

農業経営力向上事業の実施基準の緩和について 群馬県 補助基準の緩和 経営規模の維持・継続 も対象へ はり多くの農家が補助が受けられ 安定的な営農が続けられる

3 幹線道路等の整備について

要望事項

- (1) (都) 朝倉玉村線の事業区間の整備推進、及び主要地方 道前橋玉村線以南における利根川新橋並びに玉村(都) 与 六分前橋線までの未整備区間の新規事業化に向けた検討
- (2) 赤城山観光を推進するための道路整備
 - ①主要地方道前橋赤城線の事業区間の早期整備、上武道路 以北の未整備区間における自転車の安全な通行空間の 確保に向けた計画の策定及び整備の推進
 - ②主要地方道大胡赤城線の幅員狭小部分の拡幅整備等によるアクセス性の向上
- (3) (都) 古市下新田線(主要地方道前橋長瀞線)の(都) 南部大橋線以南の整備検討
- (4) (都) 江田天川大島線の利根川以西の未整備区間(利根 川新橋含む)の県道昇格及び新規事業化に向けた検討
- (5) (仮称) 赤城榛名広域道路の事業区間(一般県道南新井 前橋線バイパス) の整備推進と上武道路から一般県道四 ツ塚原之郷前橋線までの未整備区間の新規事業化に向 けた検討

要望の背景

幹線道路の整備は、他都市との広域連携を促し、産業の発展や観 光の振興など地域活性化、救急医療や緊急輸送など防災機能の強化 による災害対策に寄与することから、早期に道路ネットワークを構築し、整備効果を発現させることが重要であると考えます。

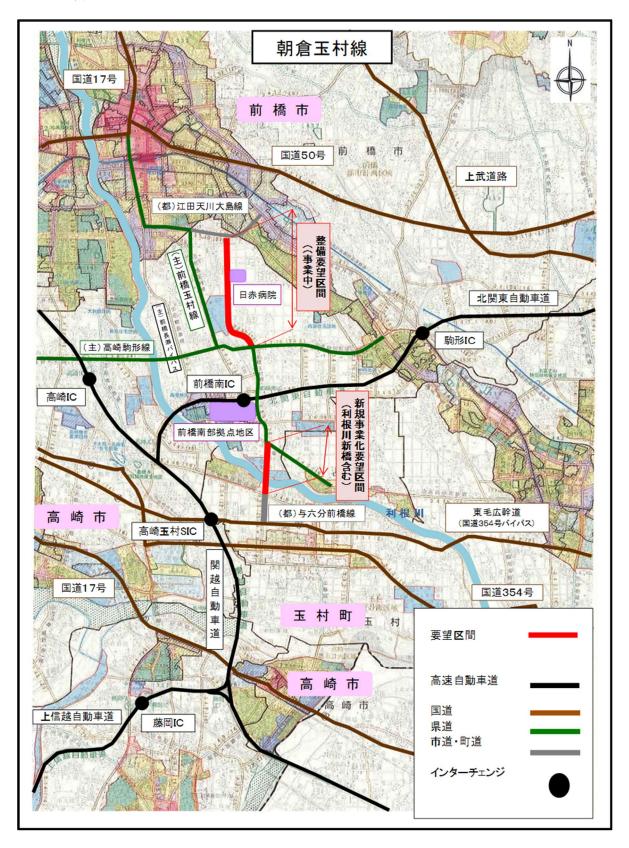
本要望路線は、本市を含む県央地域及び周辺地域にとって 上記整備効果が大きく期待できることから、県による整備促 進、整備検討を要望するものです。

効果等

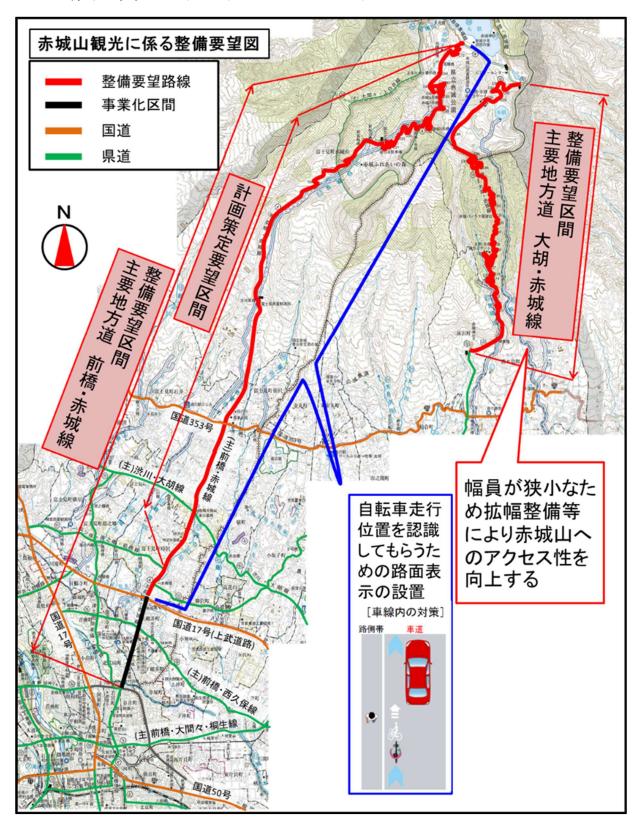
- (1)(都)朝倉玉村線
 - ①県央地域の産業団地・商業施設の人流物流環境の向上
 - ②前橋赤十字病院を中心とした災害時の防災機能強化
- (2)主要地方道前橋赤城線・大胡赤城線
 - ①自転車を活用した観光振興及び交通安全性の向上
 - ②赤城山へのアクセス向上
- (3)(都)古市下新田線(主要地方道前橋長瀞線)
 - ①慢性的な渋滞解消
 - ②歩行者、自転車の安全で円滑な通行空間の確保
- (4)(都)江田天川大島線
 - ①防災拠点(前橋赤十字病院、群馬県済生会病院、日高病院等)を結ぶレジリエンスネットワークの構築
 - ②都市間連携(前橋・高崎)を強化するネットワークの構築
- (5)(仮称)赤城榛名広域道路
 - ①駒寄スマートICを活かした産業の活性化、物流の利便 性向上
 - ②観光資源である赤城山、榛名山等へのアクセス向上

要望図

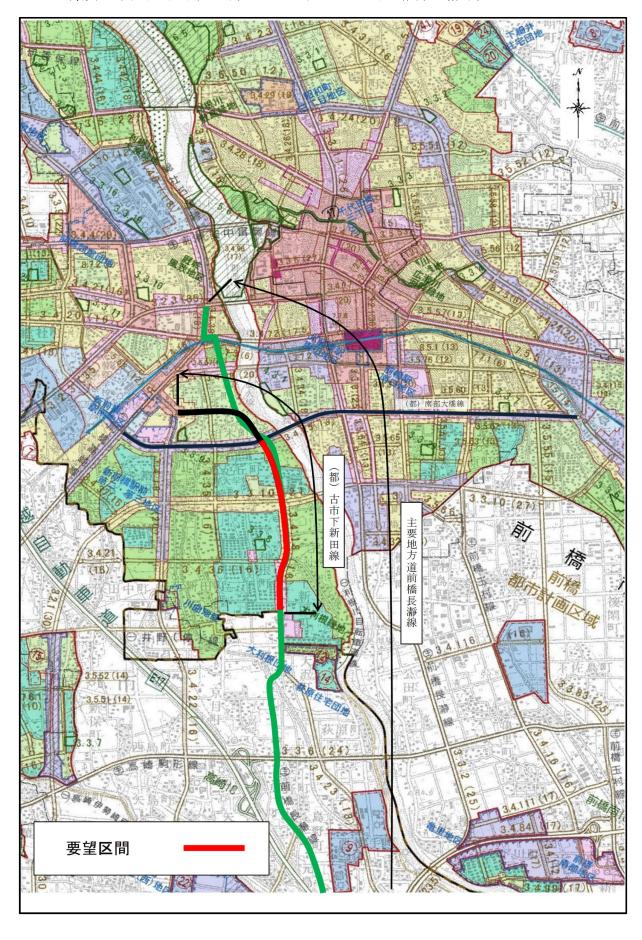
1 (都)朝倉玉村線



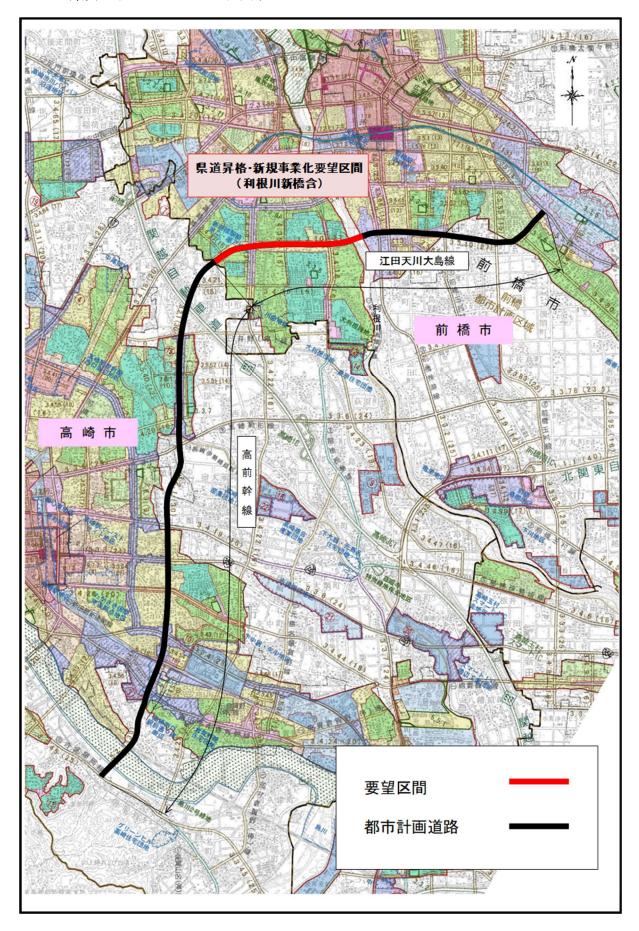
2 赤城山観光を推進するための道路



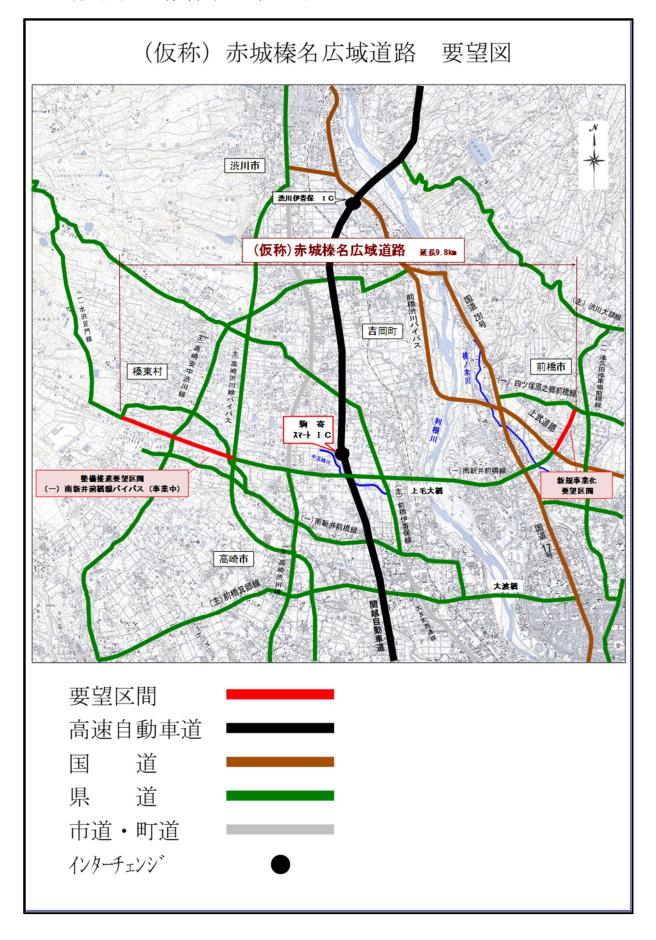
3 (都) 古市下新田線・主要地方道前橋長瀞線



4 (都) 江田天川大島線



5 (仮称) 赤城榛名広域道路



4 1級河川における河川堆積物撤去等について

要望事項

- (1)流下能力回復のため、土砂及び流木等の河川堆積物撤去の適 宜実施特に、利根川(下川淵地区)の河川堆積物の撤去 また、地元自治会から要望が挙がっている1級河川の維 持管理の適宜実施
- (2) 水防上最も重要な区間に位置付けられている市内15箇所の重要水防箇所(利根川6箇所、広瀬川1箇所、荒砥川7箇所、赤城白川1箇所)における護岸工事や堤防工事等の早期実施特に、利根川(前橋下流工区)河川改修の早期着手

要望の背景

近年、大雨災害の局地化・激甚化によって深刻な水害被害が全国で多発しています。本市においても、令和元年6月22日のゲリラ豪雨及び令和元年台風第19号では、中小河川の溢水や土砂災害、市街地における道路冠水などが生じました。

群馬県が管理している1級河川において、堤内外の除草及び堆積 物撤去要望が地元自治会から多数挙がっています。

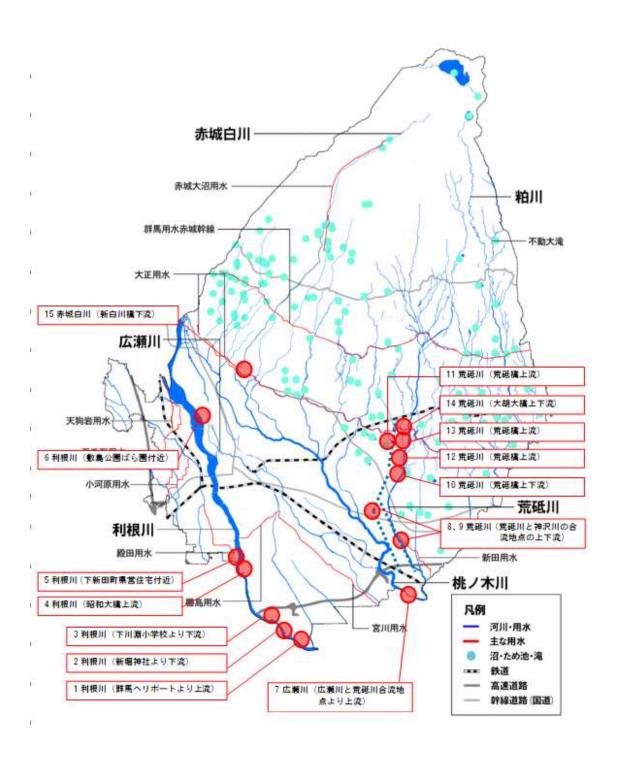
群馬県においても、令和元年12月に「ぐんま5つのゼロ宣言」及び「群馬・気象災害非常事態宣言」を行い、更に、令和2年12月には、「県土整備プラン」の見直しを行い、頻発化・激甚化する気象災害の新たな脅威にしっかりと対応できる「災害レジリエンスNo.1の実現」に向けて、「ハード」と「ソフト」が一体となった防災・減災対策をこれまで以上に加速することとされました。

本市においても、ハザードマップの改訂に伴い、洪水浸水想定区域が広がったことから、市民に対して災害リスクや避難行動等の周知を行いました。また、浸水被害の軽減のため、排水区の見直しや排水施設等の再整備を目的とした排水計画検討業務にも取り組んでおり、さらに、河川維持管理として、準用河川及び普通河川の断水時に堆積物撤去業務に取り組んでいます。

効果等

防災・減災対策をより効果的に進めるためには、県と市がそれぞれの役割分担において連携しながら、防災対策を強力かつ集中的に進めることが重要だと考えます。

■前橋市内15箇所の重要水防箇所(参考資料)



前橋市内重要水防箇所一覧(重要度A:水防上最も重要な区間)

| 箇 | | | │ │ 重要水№ │ | 方箇所 | | |
|----------|------|-----|--------------------------------|----------------------|-----------|-----------------------------------|
| 所 No. | 河川名 | 左右岸 | 町大字 | 字 | 延長 (m) | 重要理由 |
| 1 | 利根川 | 左 | 下阿内町、新堀町 | 群馬ヘリポートより上 流 | 400 | 堤防高不足(流下能力) |
| 2 | 利根川 | 左 | 新堀町 | 新堀神社より下流 | 800 | 堤防高不足(流下能力) |
| 3 | 利根川 | 左 | 下川町 | 下川淵小学校より下 流 | 200 | 堤防高不足(流下能力) |
| 4 | 利根川 | 左 | 公田町 | 昭和大橋上流(前橋南高校付近) | 200 | 堤防高不足(流下能力) |
| 5 | 利根川 | 右 | 下新田町 | 下新田町県営住宅付 近 | 200 | 堤防高不足(流下能力) |
| 6 | 利根川 | 左 | 敷島町、緑が丘町 | 県立敷島公園ばら園 付近 | 650 | 堤防高不足(流下能力) |
| 7 | 広瀬川 | 左 | 下増田町 | 広瀬川と荒砥川合流 地点より上流 | 150 | 堤防高不足(流下能力) |
| 8 | 荒砥川 | 右 | 下増田町、上増田町、 今井町、富田町 | 荒砥川と神沢川の合 流地点の上下流 | 5,600 | 堤防高不足(流下能力)、堤防断面不足、漏水の恐れ |
| 9 | 荒砥川 | 左 | 二之宮町、今井町、 荒口町、下増田町、 上増田町 | 荒砥川と神沢川の合 流地点の上下流 | 4,380 | 堤 防 高 不 足(流下能力)、堤防断面不足、法崩れ・すべりの恐れ |
| 10 | 荒砥川 | 左 | 荒口町、泉沢町 | 荒砥橋上下流 | 400 | 堤 防 高 不 足(流 下 能力)、堤防断面不足 |
| 11 | 荒砥川 | 右 | 富田町、茂木町、 大胡町 | 荒砥橋上流 | 2,800 | 堤 防 高 不 足(流 下 能力)、堤防断面不足 |
| 12 | 荒砥川 | 左 | 泉沢町 | 荒砥橋上流 | 600 | 堤防高不足(流下能力) |
| 13 | 荒砥川 | 左 | 泉沢町、大胡町 | 荒砥橋上流 | 400 | 堤防高不足(流下能力) |
| 14 | 荒砥川 | 左 | 大胡町 | 大胡大橋上下流 | 400 | 堤 防 高 不 足(流 下 能力)、堤防断面不足 |
| 15 | 赤城白川 | 左 | 青柳町、富士見町時沢 | 新白川橋下流 | 200 | 堤防高不足(流下能力) |

5 国庫補助事業に係る予算確保について

要望事項

地域特性に応じた基盤整備等が図られるよう、事業の推進及 び国等への働きかけとともに、下記の事項について、安定的な 予算確保

- (1)国交省所管(①~⑤社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)道路事業、街路事業、土地区画整理事業、公園整備事業、住宅整備事業(優良建築物等整備事業含む)
- (2)農林水産省所管(⑥農山漁村地域整備交付金等) 農業基盤整備促進事業、水利施設等整備事業、農業水路 等長寿命化・防災減災事業、水利施設等保全高度化事業
- (3) 文部科学省及びスポーツ庁所管(⑦学校施設環境改善交付金)学校施設事業

要望の背景

道路や公園といった都市基盤施設、農道や水路といった農業基盤施設及び学校施設は、本市が重点的に取り組むべき課題であり、活力あるまちづくりを推進する上で重要であると考えています。

令和6年度においては、一部で内示率が下落傾向にあり、 今後も計画的な整備を着実に推進していくためには、補助金 や交付金など国において必要な財源を確保し安定的に交付さ れることが不可欠です。

(参考) 内示率

| 事業 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 | R 5 | R6 |
|---------------|--------|---------|---------|---------|------------|-------------|---------------------|
| ①道路事業 | 55.70% | 49.90% | 65.40% | 99.60% | 97.80% | 99.50% | 86.90% |
| ②街路事業 | 23.90% | 100.00% | 88.40% | 100.00% | 100.00% | 100.00% | 100.00% |
| ③土地区画 整理事業 | 38.40% | 41.90% | 67.10% | 71.10% | 99.40% | 71.80% | 64.60% |
| ④公園整備 事業 | 31.80% | 65.80% | 52.50% | 90.20% | 100.00% | 100.00% | 57.70% |
| ⑤住宅整備 事業 | 50.00% | 53.80% | 83.40% | 91.20% | 92.70% | 90.20% | 72.80% |
| ⑥農山魚村 地域整備 | 97.40% | 96.50% | 100.00% | 100.00% | 100.00% | 100.00% | 86.52% |
| ⑦学校施設 | 39.60% | 67.20% | 114.90% | 107.50% | ※ 90.1% | ※ 101.0% | <u>*</u> 100.00% |

※前年度補正予算含む

効果等

補助金や交付金が安定的に交付されることで、計画的な都市 基盤整備、農業基盤施設整備及び学校施設整備を推進すること ができる。

6 国・県指定重要文化財等の保存・継承に係る財政支援について(新)

要望事項

文化財保護法の規定により指定された文化財並びに群馬県 文化財保護条例の規定により指定された文化財、又は県が保 存の必要を認める文化財について、県での財政措置及び国へ の財政支援の働きかけ

要望の背景

国指定重要文化財である臨江閣においては国の補助を受けて、令和6年度に防火施設設置工事の基本設計・実施設計を実施し、令和7年度以降に国の補助を受けて消火栓や感知器等の設置工事を予定しています。

臨江閣においては防火施設設置工事完了後、本館及び茶室の耐震対策工事や、老朽化の進む本館通路等の改修工事やトイレの地盤・配管等の改修工事を計画しています。

令和5年12月に開催された県主催ベトナム首相夕食会場として活用されており、県のメディアプロモーションにおいても国内外に群馬県を代表するコンベンション施設、ユニークベニュー会場として魅力を発信していただいています。

今後も国指定重要文化財である阿久沢家住宅の茅葺屋根葺 替工事や県指定重要文化財である蚕糸記念館の改修及び耐震 対策などの保存・継承のための改修工事等を進めていく予定で す。

要望額

臨江閣に係る整備費用(県補助分)

97,250千円

(臨江閣に係る想定整備費用額 (R6~R11) 389,000 千円の 4分の1補助)

効果等

- (1)継続的かつ十分な地方財政措置が講じられることにより、 防火防災対策等の充実が図られ、貴重な文化財の保存・継 承が適切に進められます。
- (2)来館者や貸館利用等が年々増加傾向にある臨江閣について、防火防災対策が講じられることにより一層の活用促進が図られます。

7 正規教員の増員及び教員の定数の改善について

要望事項

- (1)子どもと向き合う時間を十分に確保し、教育の質を向上させるための、正規教員の10名程度の増員及び教員の定数の改善
- (2)教育の今日的な諸課題に対応するための、それぞれの 目的に応じた加配定数の増員

要望の背景

本市では、「群馬県教育ビジョン」を群馬県と共有し、そこに示された目標に向かい、県教委から発出された「提言 R6」をもとに、教員の多忙化解消、子どもと向き合う時間の確保に努めています。

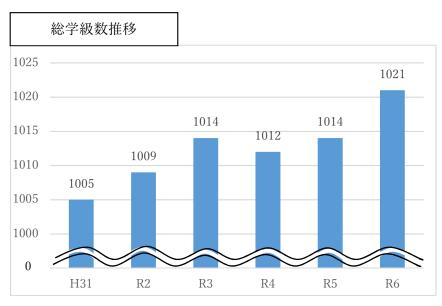
少子化の状況にありながら、近年、特別支援学級数が増加し、総学級数は増加の一途をたどっています。さらに、ベテラン層が大量に退職をしていく時期も続き教員不足となっています。新規採用教職員の増員など、その改善に努めていただいておりますが、未だ教員不足の状況は続いています。

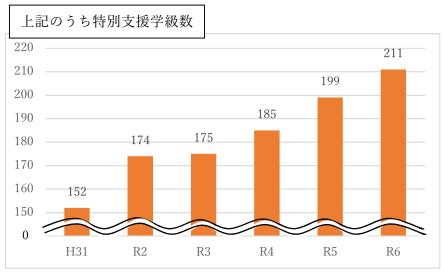
加えて、発達障害や学習障害、不登校児童生徒への対応など、今日的な課題に応じ、多様な学びをサポートする必要性が高まっています。また、各小学校での教科担任制の推進なども喫緊の課題であり、一人ひとりの学びを深めるための更なる教員の確保が求められています。

今年度本市においては、5月1日現在、臨時的任用教員の 未配置が5名です。また、配置された臨時的任用教員の中に は高齢の方もいますので、計10名程度の正規教員の増員を 要望します。

効果等

- (1)「群馬教育ビジョン」に示された目標達成に必要な教育環境が整っていきます。
- (2) 増員により生みだされた時間が、子どもと向き合う時間などに充てられることできるようになり、教育の質の向上につながります。
- (3) 加配定数の増員により、増大する今日的な教育の諸課題に対し、それぞれの目的に応じた人員を配置することで、一人ひとりに寄り添った学びが可能となります。
- (4)教員の負担軽減により、教員のゆとり確保、ワークライフバランスの充実が図れ、教員志望者の増加や離職者の低減につながることが期待されます。





8 群馬県公共下水道事業費補助金について



要望事項

公共下水道の整備を促進し快適な生活環境の確保と公共用 水域の水質保全のため群馬県公共下水道事業費補助の復活

要望の背景

群馬県公共下水道事業費補助交付要綱に基づき市町村が実施する単独公共下水道の単独管渠整備に対し3%以内、流域関連公共下水道の単独管渠整備に対し5%以内の補助金を令和5年度まで交付していただいていました。

本市では下水道管渠新設事業の未普及対策に係る継続的な支援が必要と考えています。

要望額

- (1)単独公共下水道整備に係る経費の3%(令和5年度実績 1,800千円)
- (2)流域関連公共下水道整備に係る経費の5%(令和5年度実績 21,100千円)

効果等

- (1)公共下水道の人口普及率(令和4年度末71.8%)の向上
- (2) 補助対象要件に該当しない地区への整備促進
- (3) 快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全